

民権連通信

民主主義と人権を守る府民連合（民権連）

〒556-0024 大阪市浪速区塩草 2-2-31

TEL (06) 6568-2031 fax (06)6568-2047

第44回大阪はぐるま研究集会開かれる（8/5）



8月5日（日）エル・おおさか（府立労働センター）において第44回大阪はぐるま研究集会が開かれました。今年から一日開催となりましたが61名が参加。辻まち子事務局長は「大阪はぐるま研のこれまでとこれから」と題して基調提案、人間認識を育てる文学教育、綴り方や生活指導の中では生きている人間から人間を学ぶ、大阪はぐるま研が切り開いてきた憲法に基づく教育の地平をさらに深め、広

げることの大切さを報告しました。続いて、山口 隆大阪教育文化センター事務局長が「子どもとともに、未来をきりひらこう」と題して特別報告。国の進める教育政策の特徴を説明するとともに、私たちの課題として①新学習指導要領抜本の見直しの旗を掲げ続けよう、②子ども不在の教育政策には、「はじめに子どもありき」で対抗する、③教育課程の民主的編成のとりくみを本気ですすめよう、④子どもの力はすごい！ここに確信を、の4点を提起しました。

絵本作家の木坂 涼さんが「詩と絵本 ～ことばの木陰でひとときを～」と題して記念講演。詩人、絵本作家、児童文学作家、翻訳家という多彩な経歴の中からたくさんの作品を紹介し、あなたにも幼児期という黄金時代があったはず、人生は行ったり来たりの日復、絵本の世界に入り、絵本に楽しんで出逢ってほしい、と語りかけました。

午後の分科会は物語文、人権と社会科、生活綴り方と学級づくりの9分科会。人権と社会科分科会は人権と社会科学研究サークルの柏木功さんが「新たな差別を生じさせない、真に解消を進める教育目指して～教職員のための部落問題入門～」(案)を報告。「こんなねがいのでつくりました。こんな人に読んでほしい。この本のねらいは、このような本がいなくなる」との序文をつけた冊子の内容を説明。分科会では、①いま現場で求められている冊子。他府県に拡げるためにも出版にむけての努力をしてほしい。②人権問題とは権力と個人の関係。心がけの問題ではないということを鮮明に出したら。「差別はいけない」との徳目で教育しては国の道徳教育に対処できない。

③インターネットで差別的な言葉に出合うことが多い。子どもがそのまま受け入れ拡散する。どう指導していけば良いのか。④法が出た時、管理職が何かせなあかんと喜んでいて。附帯決議の重要性をもっと勉強したかった、などの感想や意見が出されました。

◆6月13日に開催された「市民とともに八尾市政を考える交流集会」で報告された八尾市
終結市民会議の要求書に対する八尾市の回答文と「差別事象等発生時の対応について」（対
応マニュアル）を紹介します。ご意見等お寄せください。

部落問題の解決と公正・民主的な行政を求める要求について（回答）

平成30年5月29日

八尾市長 田中 誠太

1、憲法で規定されている基本的人権をすべての市民に保障する立場にたった真に市民の 人権を尊重する行政を推進すること。

本市におきましては、人権尊重の社会づくり条例を制定し、第5次総合計画において「人
権の尊重と平和を希求する共生社会の実現」を掲げるとともに、八尾市人権教育・啓発プ
ラン（現在：第2次八尾市人権教育・啓発プラン）を策定しております。

引き続き、同プランに基づき、すべての人の人権が尊重され、差別のない社会づくりに向
けて、計画的に取り組んで参りたいと考えております。

2、2002年3月末に同和特例が失効し、「同和地区」がなくなり、同和対策事業が終了した もとで、「人権」の名による同和関係団体の特別扱いをやめ、同和行政を完全に終結するこ と。

2002年3月末に、地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律が失効
したことに伴い、既に特別措置としての事業は終了したところであります。しかしながら、
今日においても、差別事象をはじめとする課題が残されており、とりわけ2016年12月
には、部落差別の解消の推進に関する法律が施行され、部落差別をなくするための取り組みを
今後とも進めていく必要があることから、引き続き、市民とともに協働で取り組みを進め
て参りたいと考えております。

3、「八尾市同和事業促進協議会」を改組・改名した「八尾市人権協会」に対する八尾市か らの運営助成（平成28年度937万円。人権協会の人件費や事務所経費などの支出）をやめ ること。

八尾市人権協会は、本市が様々な人権施策を推進していく上での協力機関であり、本市と
ともに、これまで人権施策に取り組んできた貴重な実績やノウハウを有するとともに、幅
広い地域のネットワークを有しております。

また、本市では人権施策の円滑な実施を図り、本市の都市づくりの基本理念である人権尊
重の社会づくりをめざし、住民福祉の向上に寄与することを目的として、人権協会への運
営助成を行っております。

引き続き、市民とともに幅広い取り組みを進めて参りたいと考えております。

4、「差別の対象とされる『同和地区』は、今なお存在している」という誤った認識にもとづく「差別事象等発生時の対応について」のマニュアルを廃止すること。

「差別事象等発生時の対応について」は、同和問題等差別事象等への対応時に係る啓発の実効性をさらに高めていくため、対応について共通する基本的な考え方をまとめたものです。部落差別の解消の推進に関する法律において、「現在もなお部落差別が存在する」と明示される中で、残念ながら本市においても同和地区を対象とする差別事象は発生しております。

そのような中、職員が適切な対応を行えるよう、引き続きわかりやすいマニュアル作りに取り組んで参りたいと考えております。

5、「八尾市同和問題協議委員会」「八尾市差別事象連絡・検討会議」を廃止すること。

八尾市同和問題協議委員の会議については、同和問題の解決に向けて設置しております。また、八尾市差別事象連絡・啓発検討会議については、市内で発生した差別落書き等の事象に関して、情報の共有や市民全体への効果的な啓発について、その取り組みを検討しております。

しかしながら、部落差別事象は依然として発生しており、同和問題が解決されたとは言えない状況にあることから、これらの会議を通じて、引き続き市民との協働の中で、差別のない社会づくりに向けて、取り組みを継続して参りたいと考えております。

6、行政が出張所等公共施設を窓口として行っている市民相談事業について民間団体である「八尾市人権協会」等への委託をやめること。

該当する市民相談事業はございません。

7、同和問題を取りあげた市民の内心やプライバシーを侵害するような「人権意識調査」をやめること。

本市では、人権施策を推進するうえで貴重な基礎資料として活用するため、女性・子ども・高齢者・障がいのある人・同和問題・外国人など人権全般に対して、幅広く現状や意識、ご意見をお伺いする「人権についての市民意識調査」を実施しております。

引き続き、効果的に人権施策を推進するため、プライバシー等には十分に配慮しつつ調査を実施して参りたいと考えております。

8、「部落差別の解消の推進に関する法律」及び付帯決議を遵守して行政施策にあたること。法の拡大解釈や悪用に対して毅然と対処すること。

部落差別の解消の推進に関する法律の施行の背景を受け、法が目的とする部落差別のない社会の実現に向け、努めて参りたいと考えております。

◆「差別事象等発生時の対応について」(対応マニュアル)

平成 29 年 5 月 八尾市 人権政策課

- 本方針における、「同和地区」等についての認識は、下記のとおりとする。

○同和地区

差別の対象とされている被差別部落のこと、但し、そのエリアを確定させる事は極めて困難。

○同和対策事業対象地域

同和対策事業を実施するにあたって、便宜上、線引きされた地域。

(平成 14 年 3 月での「地対財特法」の失効により同和対策事業は終了し、実施するための同和対策事業対象地域はなくなった。)

○両者の関係は

必ずしも一致するものではない。地元関係者との協議を踏まえて、同和対策事業を適用する同和対策事業対象地域を設定し、これを同和地区と捉え、特別対策事業を実施した。

- 平成 14 年 3 月、同和対策事業は終了した。併せて、同和対策事業対象地域も、現在は存在しない。但し、以前に同和対策事業を実施していた経過、歴史は存在している為、その際に適用されていた同和対策事業対象地域の線引きを以て、「旧同和対策事業対象地域」というような表現を用いる事はある。

差別の対象とされる「同和地区」は、今なお存在している。

但し、そのエリアを確定する事は極めて困難であり、また、行政が新たに線引きする事はあってはならない。

- これまでの「特別措置法の失効が同和地区における課題の解決を目指す取り組みの放棄を意味するものではなく、一般施策を活用して同和問題の解決に向けた施策を実施していく必要性をはじめ、部落差別が現存する限り、その解決に向けた施策を積極的に推進する必要性がある」との認識および姿勢については、今後も引き続き変わらない。

※平成 13 年 12 月 18 日 八尾市同和対策協議会「平成 14 年度以降の同和行政のあり方についての意見具申」より抜粋

部落差別が現存するかぎりその解決に向けた施策を積極的に推進することが必要であり、その際には、同和問題解決のための取組みを人権課題という本質からとらえ、八尾市人権条例の目的である「すべての人の人権が尊重される社会」の実現をめざして進めていく必要がある。

■ 2 対応手順と重点ポイント

- (1) 各職場における初期対応と情報の共有化

以下のようなキーワードが含まれる問い合わせに対しては、原則として、各職場における初期対応にあたり、本方針に示されたような基本的な対応はできるようにして

おくこと。

ただし、人権施策の内容など、人権担当部局でなければ対応が困難な質問があった場合は、問い合わせの問題点を指摘した上で、人権担当部局につなぐこと。

また、人権担当部局においては、これらの情報を集約するとともに、全庁的に情報の共有化を図ること。

(とくに電話交換、窓口業務などを外部委託している場合には、徹底させること。)

<問い合わせの際のキーワード>

- ①〇〇地区が「同和地区」かどうか教えて欲しい。
- ②〇〇小学校の校区には、「同和地区」が含まれていますか。
(同和教育推進校を教えて欲しい。)
- ③「同和问题」について調べているのだが。
- ④人権研修のフィールドワークで、地域について学んだのですが。
- ⑤「人権コミュニティセンター」、「隣保館」について聞きたい。

(2) 問い合わせ理由の確認

同和地区の所在に関する問い合わせには、一切応じないというのが、一貫した考え方。しかし、問い合わせの最初の段階で結論だけを告げると、当該窓口での会話が終わり、他の問い合わせ先を探すなど、啓発機会を逸するおそれがある。まずは、問い合わせ理由を聞き、その行動の背景にある意識や動機、事実関係を確認する。

また、状況に応じて、できるだけ名前や連絡先を確認することが望ましい。
(背景情報や連絡先等が確認できれば、問い合わせ者への啓発も、より具体的にできるほか、今後の啓発施策につなげていくことも可能となる。)

<問い合わせ理由のキーワード>

- ①どうして、そのことを知りたいのか。
- ②同和地区について、何か思いがあるのか。
- ③そのことを知って、どうしようと考えているのか。

<「小中一貫教育」と「学校統廃合」学習会>

9月1日(土) 午後2時~4時30分 寝屋川市民会館 講義室

講師：大阪教育文化センター 事務局長 山口 隆さん

共催：寝屋川の教育を考える会 寝屋川市教職員組合